(４)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数

区分		前年度末販売場数	本年度末販売場数 卸売の条件が付されているもの	本年度末販売場数 販売方法に条件が付されていないもの	本年度末販売場数 計	本年度末販売業者数
		場	場	場	場	者
販売方法に条件が付されていないもの及び卸売に限る旨の条件が付されているもの	全酒類	207	37	169	206	74
	ビール	25	4	36	40	22
	洋酒	25	2	6	8	5
	輸出入酒類	48	9	35	44	15
	自製酒類	62	10	52	62	8
	その他の酒類	—	—	—	—	—
	合計	**367**	**62**	**298**	**360**	**124**
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの	全酒類 一般のもの	7,821	—	—	8,370	6,470
	全酒類 特殊のもの	253	—	—	243	56
	全酒類 期限付	—	—	—	—	—
	全酒類 計	8,074	—	—	8,613	6,526
	その他の酒類 一般のもの	24	—	—	26	10
	その他の酒類 特殊のもの	369	—	—	375	223
	その他の酒類 期限付	10	—	—	17	8
	その他の酒類 みりんだけのもの	244	—	—	176	23
	その他の酒類 薬用酒だけのもの	816	—	—	820	814
	その他の酒類 計	1,463	—	—	1,414	1,078
	合計	**9,537**	**—**	**—**	**10,027**	**7,604**
媒介業		1	—	—	9	—
代理業		—	—	—	—	—

調査時点：平成16年３月31日
用語の説明：１　**媒介業**とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。
２　**代理業**とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。
（注）１　「販売場数」欄は、免許に付される条件によって区分した場数を示している。
２　「販売業者数」欄は、営業の実態によって区分した者数を示している。

（５）免許場数の累年比較　　（単位：場）

区分	酒類製造免許場数 清酒	合成清酒	しょうちゅう 甲類	しょうちゅう 乙類	ビール	その他	計	酒類製造場数	酒類販売場数 卸売業	小売業	計
平成10年度	21	4	5	7	32	78	147	69	372	9,230	9,602
11	21	4	6	8	38	83	160	74	369	9,306	9,675
12	17	4	7	8	39	85	160	74	377	9,305	9,682
13	17	3	7	8	33	87	155	70	375	9,409	9,784
14	17	3	5	8	32	88	153	70	367	9,537	9,904
15	17	3	5	8	33	144	210	68	360	10,027	10,387

調査時点：各年とも翌年３月31日
（注）　この表は、「（１）製造免許場数」、「（４）酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」の累年比較を示したものである。